

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）

【概要】

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等について軽減措置を実施（令和2年4月30日公布地方税法改正における同法附則第61条に基づくもの）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している（※1）中小事業者等（※2）に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

この措置に伴う減収については、新たに創設される「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額補填される。

※1（事業収入割合で算定）

令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月間の収入の合計額が、前年の同期間と比べて

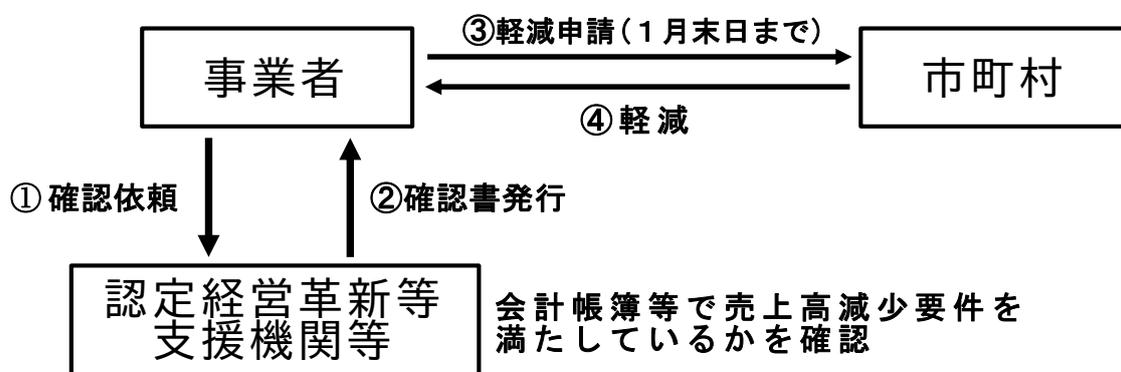
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

※2（租税特別措置法で規定する中小事業者）

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

【施行日：公布の日】

<参考 軽減措置の流れ（イメージ）>



税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

「③軽減申請」は、償却資産の申告に合わせ2021年1月から実施予定